

# 令和7年度 松江市立大野小学校いじめ防止基本方針

平成26年6月策定

令和7年8月改訂

## 1 はじめに

いじめは、人として決して許されない行為である。

いじめは、どの学校、どの学級にも起こりうることから、学校・家庭・地域・教育委員会が一体となり、一過性ではなく継続していじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要がある。

滋賀県大津市で起きたいじめ事件を契機として、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行された。校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を構築することが急務となっている。今後本校は、いじめ問題へのさらなる取組を進めることで、児童が安心して学校生活を送り、保護者・地域の学校に対する期待に応えなければならない。

このことを念頭におき、いじめの問題の未然防止と解決を目的とし、下記に本校の基本方針を示す。

## 2 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条より）

\*「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾、放課後児童クラブや社会体育活動等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人間関係を指す。

\*「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

\*この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けたこどもの立場に立つて行うことが必要である。

(令和7年度 松江市いじめ防止基本方針より)

上記の考え方のもと、本校では全ての教職員が「いじめは、どの学年・学級でも起こりうる」「いじめは、重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない」「いじめは、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である」という基本認識に立ち、いじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめ防止のための基本姿勢として、次の5つのポイントをあげる。

① 「いじめは人として絶対に許されない」という意識を児童に徹底させる。

- ② 教職員自らの人権感覚を磨き、人権侵害を見抜く力を高める。
- ③ 児童が安心できる自己存在感や充実感を感じられる「居場所づくり」を進める。
- ④ いじめ未然防止のための開発的・予防的生徒指導（積極的生徒指導）を充実させる。
- ⑤ いじめの早期発見・対応、早期対処に向けた組織的・計画的な取組を行う。

### 3 いじめの未然防止のための取組

未然防止の基本とは、児童が周囲の友人や教職員と信頼関係を構築した中で、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。この基本をもとに取組を進める。

#### (1) いじめ問題に関する教育の推進

- ① いじめに向かわない態度や能力の育成
  - ・ 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、児童の社会性を育み、他者の気持ちを共感的に理解し、いじめを絶対許さないとする態度を培う。
  - ・ 言語活動を様々な教育活動の場に取り入れ、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ② インターネット等を介したいじめの未然防止
  - ・ 日頃から児童と教職員の間で相談しやすい人間関係づくりを進める。
  - ・ 学年や実態に応じて、情報モラルや情報活用能力に関する指導の充実を図る。
- ③ 児童自らがいじめについて学び、主体的に行動する力を育てる活動の充実
  - ・ 人権集会等の時間を利用し、児童自身がいじめ問題を主体的に考え、行動できるよう働きかける。

#### (2) 教育研修の充実

- ① 校内研修の充実
  - ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について共通理解を図る。
  - ・ いじめ事案の実態から学ぶ研修やいじめの防止等のための対策に関する教職員研修を定期的に行い、教職員の資質向上を図る。
  - ・ いじめに関するリーフレットなどの資料を教職員に配付し、理解が深められるようにする。
- ② 教師自身の人権意識の高揚
  - ・ 教師の不適切な言動、差別的な態度や言動が児童に与える影響を考え、日々の関わり方について再確認する。

#### (3) いじめを発生させない組織づくり・取組

- ① 一人一人が活躍できる学校づくり
  - ・ 児童一人一人が、互いに関わり合いながら良好な人間関係づくりに努め、他者から認められているといった自己有用感や自己肯定感がもてる場を設ける。
- ② 特に配慮が必要な児童への対応
  - ・ 次に掲げる対象児童をはじめとして、児童本人の事情や家庭の事情等を考慮し、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に児童の様子を学校全体で把握し、

その特性や状況を踏まえた適切な支援や指導を行い、保護者や家庭との連携、周囲の児童に対する必要な指導を実施する。

＊発達障がいを含む、障がいのある児童、海外から帰国した児童、外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災の被災・原子力発電所事故から避難している児童

③ いじめ防止年間指導計画の作成

・道徳、特別活動、学年・学校行事等で、いじめ防止につながる学習（「人間関係づくり」等の取組）を年間指導計画に位置づけ、適切な時期に適切な指導を行う。

④ 「アンケートQ-U」の活用

・定期的に「アンケートQ-U」を実施し、その結果をもとに児童が安心できる「居場所づくり」を進める。

⑤ スクールカウンセラーと全児童が話す機会を設けることで、必要時に自分の気持ちを聞いてもらうスキル、体験を獲得させる。

⑥ 定期的な校内アンケートの実施

・校内アンケートを定期的実施することにより、交友関係や児童のネット使用状況等を把握し、いじめの未然防止に努める。

⑦ ふるさと教育の充実

・地域の「ひと」「もの」「こと」との関わりを大切にした学習を展開し、児童の自尊感情・自己有用感を高める。

⑧ 保幼小中一貫教育の充実

・地域、保護者との連携や異学年交流、体験的な活動を計画的に取り入れる。

## 4 いじめの早期発見・対応の取組

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの意識をもち、早い段階から複数の教職員で関わり、早期発見し、積極的に認知する。そして、日ごろから小さな変化を見逃さないアンテナを高くもち、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報共有することが大切であるという認識で取組を進める。

(1) 普段の状況把握

① 児童観察の強化

・毎朝の健康観察、授業中の表情等、日常的な観察を丁寧に行い、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情等を調査し、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するようにする。

② 集団づくりと観察

・担任や教科担当、委員会、クラブ、各掃除担当教員は、こどもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。

③ 日記や連絡帳等の活用

・児童とかわす日記の記述内容をチェックしたり、保護者からの連絡帳や電話連絡で積極的に情報を提供してもらったりすること等で児童の交友関係や悩みを把握する。

(2) 相談しやすい体制づくり

① 教職員相互の情報交換の充実

- ・どんなにささいな事柄でも、児童について気になる情報は教職員が互いに声をかけ合い情報共有する。
- ・生徒指導の職員会や「大野っ子を語る会」をはじめとした児童理解の場を適宜設けて、情報交換を図る。

## ② 相談体制の充実

- ・定期的に個人面談を実施することで、児童が担任と話す機会を保障し、いじめの早期発見に努める。
- ・スクールカウンセラーによる教育相談を全校児童に行う。また、相談は随時実施し、児童・保護者のさまざまな思いを受け止め、必要な対応が早急にとれるようにする。
- ・「ヤングテレホン」など、外部の相談機関を児童に周知する。

## ③ その他

- ・児童や保護者に、相談窓口（例えば「松江市いじめ相談電話ホットライン 生徒指導推進室内（0852-55-5048）」「いじめ相談テレフォン（0120-779-110）」「24時間こども SOS ダイアル（0120-0-78310）」等）について周知する。

## （３）アンケート等の活用

### ① 「アンケートＱ－Ｕ」やいじめに係るアンケート調査の実施

- ・「アンケートＱ－Ｕ」や定期的ないじめに係るアンケート等、客観的な資料を活用し、潜在的ないじめの早期発見を目指す。職員会議にて全職員でＱ－Ｕの結果を分析することで、多くの視点で児童の人間関係について共有できるようにする。

## ５ いじめの早期対応の取組

発見・通報を受けた時には、特定の教職員で抱え込まず、すみやかに組織的に対応し、全教職員が一致団結して問題の解決に当たることを基本に取組を進めていく。

- \*教職員がいじめ及びいじめの兆候を発見した場合、又は相談を受けた場合には、すみやかにいじめ防止対策委員会に報告し、全職員が連携して組織的な対応をとる。いじめにあたるかどうかの判断は、行為を表面的・形式的にとらえるのではなく、行為を受けた児童の心情や立場に寄り添い、いじめ防止対策委員会において協議をして行う。
- \*いじめの解消している状態とは、「いじめに係る行為が止んでいること」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」を要件とし、単に謝罪をもって解消とすることはない。

## （１）いじめへの対応

### ① いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ・いじめと疑われる行為（悪ふざけ等）を発見した場合、その場ですぐその行為を止めさせる。
- ・発見・通報を受けた教職員は、速やかに「いじめ防止対策委員会」へ報告し、決して一人で抱え込むことはしない。
- ・その後の対応は当該組織が中心となっていく。

### ② いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、集団全体で加害行為を黙認しない態度を共有するなど、必要に応じて集団的な指導を行う。
- ・傍観者になることなく、自分からいじめを止めようとしたり、誰かに知らせたりする

勇気をもつよう伝える。

- ・はやしたてる等同調した行為も、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級会等で話し合い、いじめは絶対許されない行為であり、根絶しようとする態度を育てる。

## (2) 学校・家庭・地域の連携

### ① いじめられた児童、またはその保護者への支援

- ・いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。（いじめられた児童に対し、いじめによる心の傷を癒す、不安を取り除くなど心のケアを最優先とし、心の安定の回復に向けた配慮のもと可能な範囲で、聞き取り等のあり方を検討する。）
- ・家庭連絡をし、その日のうちに保護者へ事実関係を伝える。
- ・複数の教職員の協力体制のもと、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、児童が安心できる体制をつくる。
- ・必要に応じ、いじめた児童を別室指導したり、状況に応じ出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境を確保する。
- ・状況に応じ、スクールカウンセラーや警察など外部専門機関の協力を得る。
- ・いじめが解決したと思われても、継続して十分な注意を払い、支援を続ける。

### ② いじめた児童への指導、またはその保護者への助言

- ・いじめた児童から事実関係の聴取を行う。
- ・保護者へ連絡し、理解や納得を得た上で、学校と連携して対応するよう協力を求める。
- ・保護者に対して継続的な助言を行う。
- ・いじめた児童には、「いじめが決して許されない行為であること」「いじめを直ちに止めること」を指導するとともに、いじめは人格を傷つけ、生命・身体・財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめの状況に応じ、教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導の他、出席停止や懲戒、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・いじめの背景に目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・いじめた児童に心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように適切な教育的配慮を行う。

## (3) 関係機関との連携

### ① 関係機関との適切な連携

- ・いじめの状況に応じ、警察、児童相談所、福祉関係、医療機関等の関係機関と適切な連携をとる。
- ・日常的に学校と関係機関とで情報共有のできる体制を構築する。

## (4) インターネットを通じて行われるいじめ等の対策

- ・情報モラル教育を進める。
- ・保護者への啓発活動を通し、理解を求める。
- ・不適切な書き込みには直ちに削除する措置をとる。
- ・必要に応じて、地方法務局に協力を求めたり、所轄警察署に援助を求めたりする。
- ・事実に基づかない風評等が流れた場合には、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個

人のプライバシーへの配慮を留意する。

(5) 重大事態（自死、刑法に抵触する可能性等）への対応

＊重大事態とは、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき（児童が自死を企画した場合、児童が精神性の疾患を発症した場合、児童が身体に重大な障害を負った場合、児童が金品等に重大な被害を被った場合等）あるいは児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときのことをいう。

- ・「重大事態」と判断した場合（その「疑い」が生じた場合も含む）、または被害児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあった場合、市教委に報告し、その指示に従い早急に必要に対応を図る。
- ・いじめた児童に対する指導で、学校（PTA）だけでは困難な場合は、関係諸機関（警察、児童相談所等）と連携を密に図り適切に対処する。さらに必要に応じて、弁護士を主体とした心療内科医、小児科医、SC等の専門的知識を有するものからなる組織を設け調査する。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全児童及び保護者に対し、アンケート等を行い、事実関係を把握し、いじめ問題対策協議会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないように配慮する。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対しては学校としての説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえて行う。
- ・児童の生命、身体、または財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。

## 6 いじめ防止に取り組むための校内組織体制

(1) 「学校いじめ防止対策委員会」…いじめ防止に関する措置を実効的に行うための組織

① 構成：校長、教頭、生徒指導主任、学級担任、養護教諭、関係教諭

（必要に応じて）スクールカウンセラー、PTA会長、民生児童委員、  
青少年健全育成協議会長

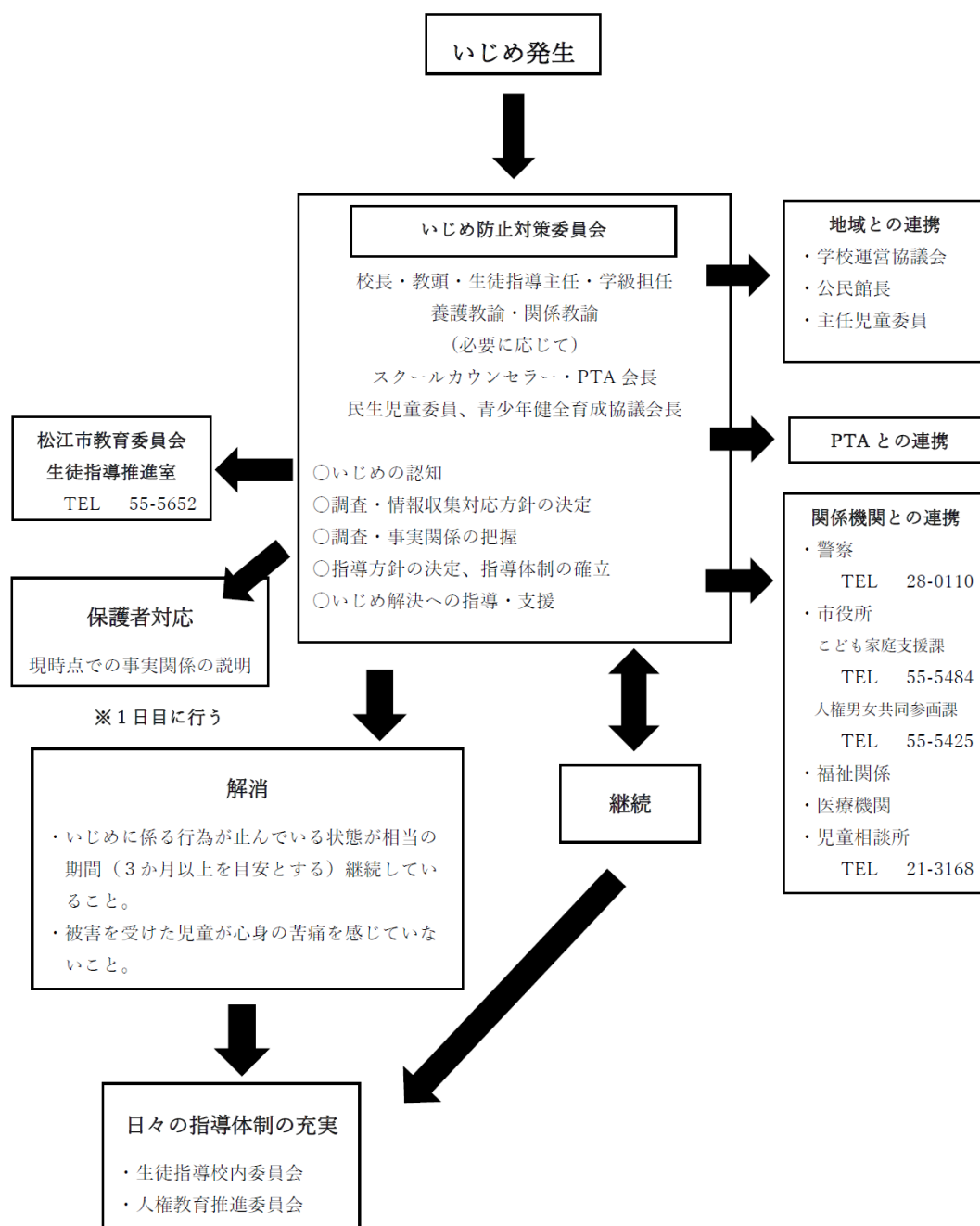
② 主な役割

- ・いじめ防止基本方針の策定及び改定（校長・教頭・保護者・地域代表を中心に）
- ・情報収集、記録、ならびにいじめ発生時の迅速な対応方針決定、および実行
- ・いじめの相談、通報の窓口（養護教諭を中心に）
- ・未然防止のための年間計画、および年間指導計画の策定（生徒指導主任・生徒指導部を中心に）
- ・家庭や地域との連携強化、およびいじめ防止のための啓発活動（教頭を中心に）
- ・相談窓口の紹介、救済制度等の広報（教頭を中心に）
- ・教職員研修の企画運営（教頭を中心に）
- ・その他

(2) 「人権教育推進委員会」…人権教育主任を中心に、人権教育を積極的に進める組織

- (3) 「不登校支援委員会」… 特別支援コーディネーターを中心に、支援の必要な児童への対応を進める組織
- (4) 「生徒指導校内委員会」…生徒指導主任、教育相談コーディネーターを中心に特に必要と思われる生徒指導全般に関する諸問題に取り組む組織
- (5) 「生徒指導部会」… 生徒指導主任を中心に日常の生徒指導全般に関する諸問題に取り組む組織

#### いじめ問題への組織的対応



## 7 その他

- ・年間計画の取組が「PDCAサイクル」により、現在の学校の実態や課題に則した、より実効性の高いものとなるよう留意する。→学校評価・教職員評価の活用
- ・学校は、学校基本方針等について地域や保護者の理解を得るよう努める。また、学校と放課後児童クラブ、社会体育活動、地域の関係団体がいじめについて協議する機会を設けたり、学校運営協議会やその他学校支援団体を活用したりこどもの相談を受ける役割を担う民間団体等との連携を図り、地域や家庭と連携した対策を推進する。